平成２２年（フ）第１２１号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原３丁目95番地４　さくら荘24号、住民票上の住所宮崎県日向市東郷町山陰辛408番地４
債務者　矢野　章子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１６５号
鹿児島県熊毛郡中種子町野間5157番地３
債務者　中島　和美
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
鹿児島県鹿児島市真砂町58番22号
債務者　丸山　孝行
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
鹿児島県鹿児島市川上町549番地144
債務者　有水ケイ子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０号
鹿児島県指宿市東方8448番地市営魚見団地45号
債務者　濵田　健一
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１１０号
秋田市外旭川字四百刈30番地１
債務者　安田　兼光
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１号
秋田市外旭川字四百刈30番地１
債務者　安田　秀美
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８１号
秋田市東通観音前１番12号　センティア東通102号
債務者　小山　和夫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８２号
秋田県南秋田郡五城目町富津内下山内字奈良崎９番地
債務者　工藤　光明
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１５号
秋田市大住１丁目５番23号
債務者　貝森イツ子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１６号
秋田市土崎港東４丁目１番32号　ハイツ将軍野203号
債務者　今野　正道
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８号
秋田市千秋中島町20番14号
債務者　傳野レイ子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１９号
秋田市千秋中島町20番14号
債務者　岡本　直子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２６号
秋田市保戸野原の町２番25号、前住所秋田県由利本荘市砂子下68番地１
債務者　渡部由美子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３号
福島県南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内16番地
債務者　大沼ミチイ
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第３１号
富山県高岡市あわら町６番14号
債務者　きよちゃんこと　平野　京子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第４７号
富山県射水市太閤山２丁目５番地　県営住宅７―202
債務者　小川　雅代
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６６号
富山県射水市生源寺１番地１
債務者　近藤　俊博
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　富山地方裁判所高岡支部